

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成28年11月24日(2016.11.24)

【公開番号】特開2016-179264(P2016-179264A)
 【公開日】平成28年10月13日(2016.10.13)
 【年通号数】公開・登録公報2016-059
 【出願番号】特願2016-137127(P2016-137127)
 【国際特許分類】

A 6 1 H 15/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 H 15/00 3 2 0 B

【手続補正書】

【提出日】平成28年9月21日(2016.9.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ハンドルの先端側に一对のボールを、相互間隔をおいてそれぞれ支持軸の軸線を中心に回転可能に支持した美容器において、

前記一对のボールは、非貫通状態で前記支持軸に支持されているとともに、前記ハンドルの基端から先端に向かう方向において前記ハンドルの先端部よりも前方に位置しており

前記ハンドルは、側面視において山なりの湾曲状をなし、

前記ハンドルの湾曲は、前記ハンドルの基端側よりも先端側がきつくなっていることを特徴とする美容器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記の目的を達成するために、請求項1に記載の美容器の発明は、ハンドルの先端側に一对のボールを、相互間隔をおいてそれぞれ支持軸の軸線を中心に回転可能に支持した美容器において、

前記一对のボールは、非貫通状態で前記支持軸に支持されているとともに、前記ハンドルの基端から先端に向う方向において前記ハンドルの先端部よりも前方に位置しており、

前記ハンドルは、側面視において山なりの湾曲状をなし、

前記ハンドルの湾曲は、前記ハンドルの基端側よりも先端側がきつくなっていることを特徴とする。